

AIJ 投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制・監督等の見直し（案）に係る
コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

コメントの概要	金融庁の考え方
投資一任業者が受託資産に組み込むファンドについて、外部監査を義務付けているが、外部監査の義務付けの対象から国内籍私募投信を除外して欲しい。投資対象が、外部監査が行われるファンドに限定されてしまい、独立系・外国籍のファンドが過度に排除されてしまうのではないか。	一般投資家との投資一任契約に基づく投資の対象となる場合には「国内籍私募投信」についても、不正を防止する観点から、第三者によるチェックを有効に機能させる必要があると考えます。このため、外部監査の対象から「国内籍私募投信」を除外することは適当ではないと考えます。 なお、今回の再発防止策では、過剰規制によりわが国金融市場の活力を削がないようにする観点も踏まえ、特定投資家との投資一任契約に基づき投資する場合には、規制の対象外としております。
ファンドの「真正な監査報告書」を入手できるようにする措置は、オフショアファンドに限定して適用されるべきではないか。	一般投資家との投資一任契約に基づく投資の対象となる場合には「オフショアファンド」以外についても、不正を防止する観点から、第三者によるチェックを有効に機能させる必要があると考えます。このため、「ファンドの『真正な監査報告書』を入手できるようにする措置」を、オフショアファンドに限定して適用することは適当ではないと考えます。 なお、今回の再発防止策では、過剰規制によりわが国金融市場の活力を削がないようにする観点も踏まえ、特定投資家との投資一任契約に基づき投資する場合には、規制の対象外としております。
投資一任業者が「基準価額」を国内信託銀行に送付することは不要ではないか。	投資一任契約の相手方となる一般投資家に対する虚偽の報告を防止する観点から、投資一任業者が運用報告書に記載した「基準価額」の送付は必要と考えます。

「基準価額」等の直接入手は、投資一任業者の義務ではなく、国内信託銀行に対する義務付けとして措置すべきではないか。	投資一任業者には運用が一任されており、どのようなファンドに投資するかは投資一任業者が判断すべきものであるため、投資の要件については、まずは、投資一任業者において確保すべきものと考えられます。 このため、今回の再発防止策においては、まずは、投資一任業者に対して国内信託銀行が基準価額を入手できるようにする措置を義務付け、その上で、国内信託銀行が入手した基準価額の突き合わせを行う体制を整備することとしております。 これを踏まえると、ご指摘のような国内信託銀行のみに対する義務付けは適当ではないものと考えます。
運用受託機関に対する顧客の分散投資義務違反の把握の義務付けについては、総幹事受託機関以外の各運用受託機関では、その把握は困難であり、義務付けはすべきでないのではないか。 あるいは、義務付けをする場合も、義務付けの対象を総幹事受託機関にするか、当該義務規定を努力規定としていただきたい。	運用受託機関に対する顧客の分散投資義務違反の把握の義務付けに当たっては、年金基金から各運用受託機関に当該年金基金の総資産額等が通知されるよう調整される予定です。 例えば、一の運用受託機関が当該年金基金が運用する資産の相当部分を受託している際に、当該年金基金からの通知内容に照らし、自ら運用受託している資産が分散投資義務に違反しているおそれがあるかどうかについて把握できる場合があると考えられます。従って、このような場合に当該年金基金に対してその旨の通知を行うことを義務付けることは合理的であると考えます。 なお、いわゆる総幹事受託機関は、各運用受託機関における資産構成割合等の運用状況等については、必ずしも詳細には知りうる立場にないことから、ご指摘の義務付けは適当ではないと考えられます。
ファンドに対し、監査法人による外部監査を義務づける場合には、十分な経過期間を設けていただきたい。	ご趣旨を踏まえ、公布から施行までの間に適切な準備期間を設けることとします。

投資一任業者を対象とした業務監査、会計監査、資本金規制、常任監査役の設置等を義務付けるべきではないか。	今回の再発防止策においては、 ① 金融実務を踏まえた実効性のあるものとする観点 ② 過剰規制によりわが国金融市場の活力を削がないようにする観点 の両面に配慮しており、ご指摘のような義務付けを行うことについては、慎重であるべきと考えております。
国内信託銀行によるチェック機能強化の結果、信託銀行のフィーの引き上げなど安易なコスト転嫁がなされないよう、指導・監督されたい。	国内信託銀行等の第三者によるチェックが有効に機能する仕組みの構築に当たり、そのコスト負担のあり方については当事者間で適切に判断されるべきものと考えております。
事業報告書のチェックを行う当局の体制を強化するとともに、上記報告内容についてわかりやすい形で公表するべきではないか。	今回の再発防止策において、当局におけるモニタリング手法の改善等、投資一任業者のリスクを踏まえた実効性ある監督を実施していくための体制整備に努めてまいります。なお、投資一任業者は、事業報告書の写しをすべての営業所又は事務所に備え置く方法その他の方法により、説明書類を公衆の縦覧に供しなければならないとされており（金商業等府令第183条第1項）、当局が、別途、投資一任業者の事業報告書の内容を公表することは、現段階では予定しておりません。
第一次調査での全体の状況や第二次調査に至った原因・背景など開示・公表され、再発防止に役立つようにされたい。	金融庁では、現在、投資一任業者に対する一斉調査を行っており、平成24年4月6日には第1次調査の結果を公表するとともに、様々な観点から絞り込んだ投資一任業者に対して、第2次調査において、より深度ある調査を開始しました。そして、同年9月4日に、第2次調査において当該時点で把握している全体的な傾向を公表したところです（なお、調査対象業者の風評被害につながりかねない事項については、公表の対象から除外しています。）。金融庁では、今後も引き続き、第2次調査において優先的な調査の対象先とな

	らなかった業者も含め、逐次、ヒアリングを行うなど、これまでの調査において把握したリスクに応じて、調査を継続していく予定であり、調査の状況については、順次、証券取引等監視委員会と適切に情報共有しています。
集中的な検査について、固有名を出す必要は必ずしもないが、定期的に検査の実態報告を公開するべきではないか。	証券取引等監視委員会は、検査の結果、行政処分を求める勧告等を行う場合には、原則としてその都度、その内容等を公表しております。 今回の投資一任業者に対する集中的な検査の結果の公表については、過去に行われた集中的な検査における問題事例についてのとりまとめや公表の方法を参考に、検討してまいります。
年金運用ホットラインについて、匿名による情報提供についても対応するべきではないか。 また、提供された情報について、何らかの形で企業年金にフィードバックするべきではないか。	年金運用ホットラインは、有用性の高い情報を得る観点から実名による情報提供を対象としております。匿名による情報提供については、従来から設置している証券取引等監視委員会の情報受付窓口において受け付け、寄せられた情報の内容を検討し、その情報の重要性・有用性の程度に応じて、必要な対応を行うこととしております。 なお、年金運用ホットラインは、秘密秘匿を前提として情報を受け付けていることで、情報提供者の協力を得ているものです。したがって、いただいた情報の内容について企業年金へのフィードバックや、一般への公表は、想定しておりません。
「基準価額」、「真正な監査報告書」、「基準価額の算出方法」、「ファンドのスキーム構成」、「プロ成り要件」等に係る内容の明確化していただきたい。	再発防止策の内容については、今般公表した府令・監督指針のパブリックコメントにおいて、その明確化を図っております。更なる内容の明確化・確認が必要な場合には、府令・監督指針のパブリックコメントにおいて、御意見をお寄せください。